

4. 介護サービス事業者及び介護保険施設の指定基準の条例委任について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。以下「法」という。）において、老人福祉法及び介護保険法の改正がなされ、従来、厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等について、都道府県又は市町村の条例で定めることとされ、平成24年4月1日から施行された。

法の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を、当該条例で定める基準とみなす旨の経過措置が設けられているところであるが、平成25年3月31日をもって当該経過措置期間が終了するため、条例未制定の都道府県又は市町村にあっては、条例の制定について特段の留意をお願いしたい。